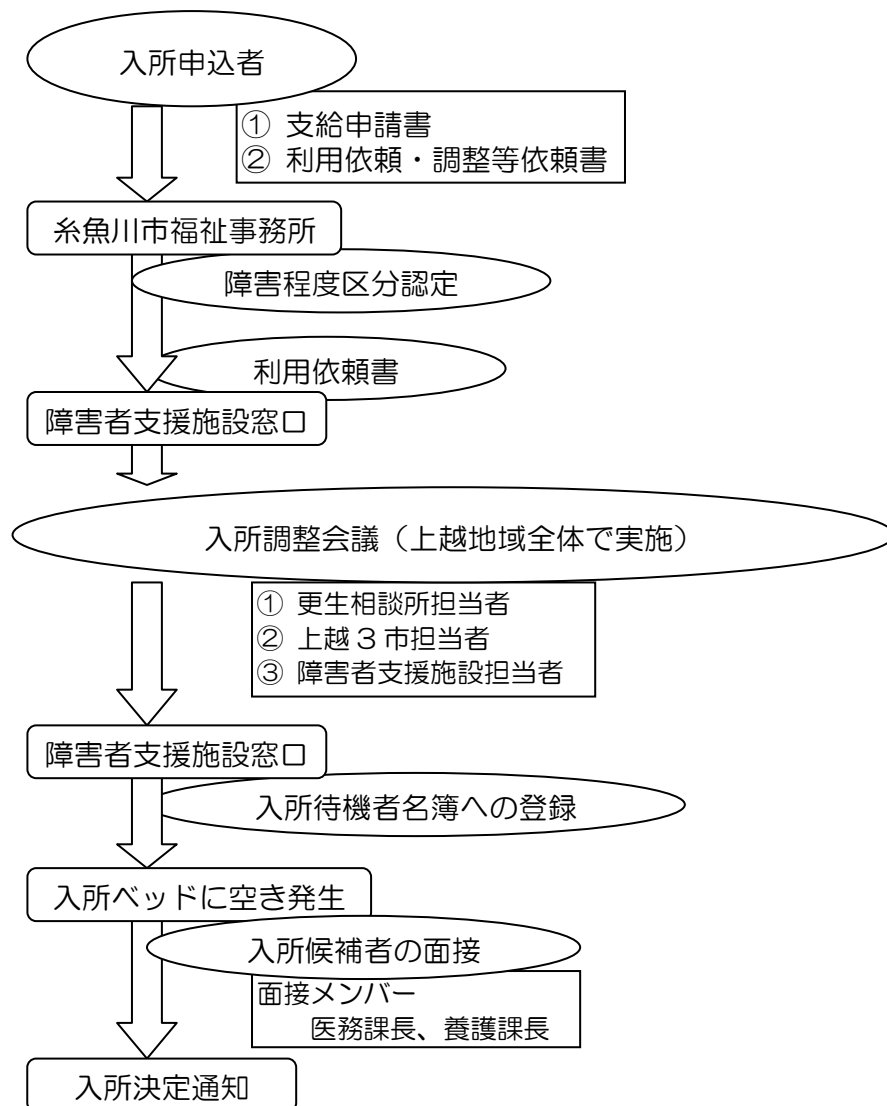


「ご利用案内」

入所の手続き

当法人が運営する、障害者支援施設に入所を希望する障害者が、障害者自立支援法の目的に添って公正な審査により施設の利用が出来るよう、施設入所についての申込手続きと審査並びに判定について次のような手順で行っています。

入所申し込みから入所までの流れ



- ・入所対象者は次のとおりです

- 1) 介護給付における施設入所支援の支援決定を受けた方。(障害程度区分4(50歳以上は区分3)以上の方。)

- ・入所申し込み

- 1) 糸魚川市福祉事務所へ必要書類を提出していただきます。

- <必要書類>

- ① 支給申請書

- ② 利用依頼・調整等依頼書

- 2) 障害程度区分の判定を行います。

- ・利用依頼書送付

- 糸魚川市福祉事務所から、「利用依頼書」が障害者支援施設に届けられます。

- ・入所調整会議(上越地域全体で実施)

- 入所の公平性を確保するため、上越地域全体で入所申し込みのあった者について、3ヵ月に1回の頻度で入所調整会議を実施します。そこで、各施設の入所待機者の順位が決められ、又変更になることがあります。

- <入所調整会議>

- 更生相談所担当者

- 上越地域3市担当者

- 障害者支援施設担当者

- ・入所待機者名簿に登録

- 入所調整会議の結果を、入所待機者名簿に登録します。

- ・入所者の決定

- 障害者支援施設の入所ベッドに空きが発生したとき、入所待機者名簿により入所候補者と面接を行い、施設で受け入れることが可能と判断したときに入所決定となります。